

令和7年4月14日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
感染症サーベイランスの取組強化について（再周知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会および大阪府より通知がありましたので情報提供申し上げます。

本件は、令和7年4月13日より開催されました2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に対し、万博関係者及び万博来場者の感染状況の探知をはじめとする強化サーベイランスの実施体制を示すものであり、別添①のとおり、同年1月24日付けで本会から情報提供を行ったものでございます。

なお、再周知に際して、一部改正がなされており、改正部分は別添②【日本医師会通知】内に下線で示しておりますことを申し添えます。

貴会におかれましてもご了知の程お願い申し上げます。

【担当】

大阪府医師会

地域医療課（TEL:06-6763-7012）

令和7年1月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に備えた大阪・関西万博感染症
情報解析センターの設置及びサーベイランスの取組強化について（協力依頼）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が届きましたのでお知らせいたします。

本通知は、大阪・関西万博（以下「万博」）の開催期間中（前後）における感染症対策の強化に向け、各医療機関にお願いしたい事項を下記の通り取りまとめた旨、知らせるもの
あります。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- 通知に関する問い合わせ先
- 大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課防疫グループ
- 電話：06-6944-9157（ダイヤルイン）

●大阪・関西万博における医療機関での取組強化について

1. 感染症発生に係る届出の徹底

- ・感染症法に基づき届出すべき感染症（全数把握疾患）を診断された場合は、所在地を管轄する保健所へ発生届の提出をお願いします。
- ・なお、発生届は、感染症サーベイランスシステムでの報告を推進しております。FAX等での報告から切り替えを検討される場合は、同システムのアカウントの発行手続きが必要となりますので、管轄の保健所までお問合せください。

【感染症サーベイランスシステムについて】

○大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/surveillancesys.html>

【届出基準・届出様式】

○大阪府感染症情報センターホームページ

<https://www.iph.pref.osaka.jp/infection/list.html>

※保健所の管轄区域と連絡先についても、上記ホームページから確認可能



2. 万博関係者及び万博来場者に係る情報の報告

(1) 実施期間

- ・令和7年3月13日（木）から令和7年11月13日（木）まで
（開会1か月前から閉会1か月後まで）

(2) 取組内容

① 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合

- ・万博関係者又は万博来場者に該当するかの確認をお願いします。
- ・万博関係者又は万博来場者であった場合は、③「発生届への入力について」に記載のとおり、ご対応ください。

<万博関係者とは>

- ・国・地域及び国際機関からの公式参加者、パビリオン出展・催事・運営・営業等に係る万博会場で業務にスタッフとして従事する非公式参加者（医療・警備・清掃・案内所担当やボランティア等）、
- ・国・大阪府市・警察・消防・2025年日本国際博覧会協会等の関係機関からの従事者を指します。

<万博来場者とは>

- ・入場チケットを利用して万博に来場した者を指します。

② ①以外の感染症を診断した場合

- ・万博関係者又は万博来場者であって、万博会場が感染機会として疑われる事例の場合は、③「発生届への入力について」に記載のとおりご対応ください。
- ・なお、対象の感染症は、強化サーベイランス対象疾患の4疾患を除く1類～4類感染症及び5類感染症の風しんです。

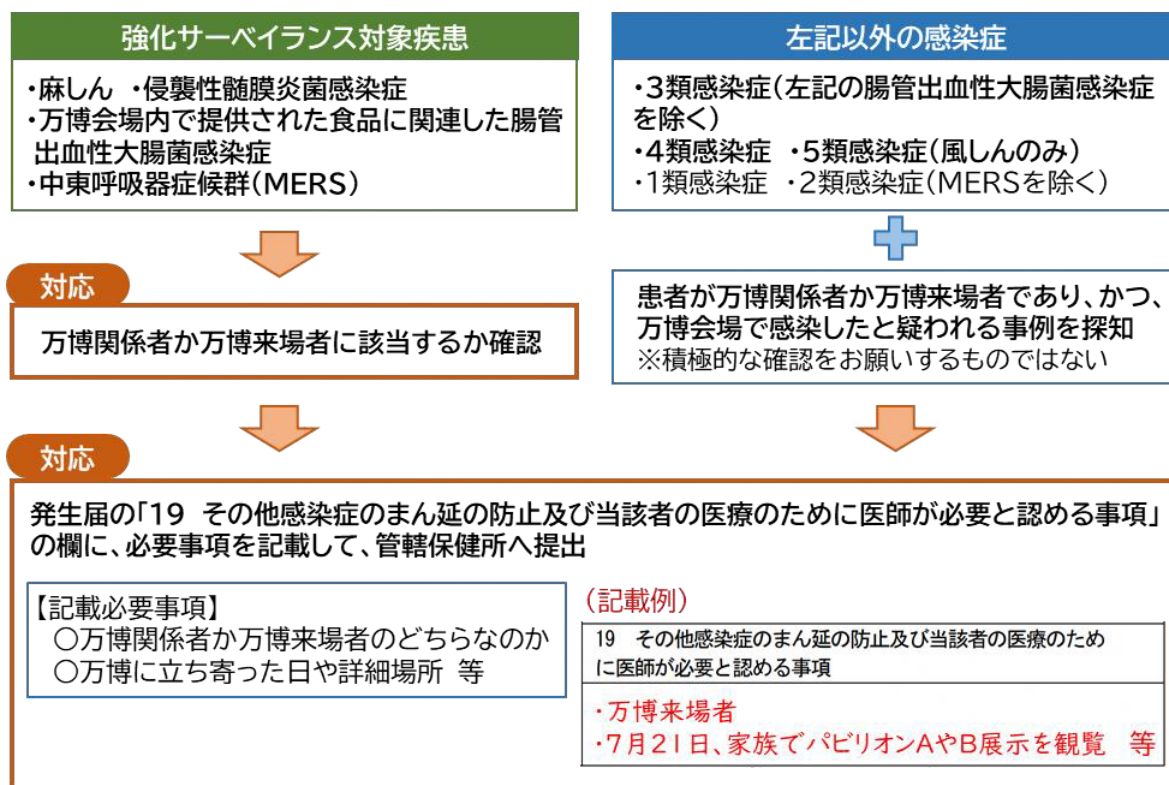
③ 発生届への入力について

- ・発生届の「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」の欄に、以下の内容をご記入の上、管轄の保健所へご提出ください。

【記載する内容】

- ・万博関係者又は万博来場者のどちらなのか
- ・万博に立ち寄った日や詳細場所 等

【万博関係者又は万博来場者に係る発生届への記載フロー】



3. 院内感染対策の徹底

- ・ 感染症患者の発生に備えて、標準予防策の徹底や医療関係者への予防接種、院内感染対策マニュアル等の確認など、各医療機関の状況に応じた感染対策に努めていただきますようお願いいたします。

大阪・関西万博における感染症強化サーベイランス

1. 実施期間

令和7年3月13日（木）～ 令和7年11月13日（木）

（開会1か月前から閉会1か月後まで）

ただし、大阪・関西万博（以下「万博」という。）会場の周辺地域の自治体において、上記期間よりも長く実施することは、差し支えありません。

2. 強化サーベイランスの実施方針

万博に来場する外国人客の多くは、国内に一定期間滞在することが見込まれます。このため、各自治体において、感染症発生動向調査の取組を強化し、感染症発生に対する感度を高めることが重要です。

特に、令和6年1月9日に国立感染症研究所が発表した、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けての感染症リスク評価」に基づき、以下の疾患（以下「強化サーベイランス対象疾患」という。）の発生については、特に留意が必要です。

＜強化サーベイランス対象疾患＞

- ・ 麻しん
- ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症
- ・ 中東呼吸器症候群(MERS)
- ・ 万博会場内で提供された食品に関連した腸管出血性大腸菌感染症

このため、強化サーベイランス実施期間に、各自治体においては主に以下の3～6の取組を、医療機関においては主に以下の3の取組をお願いします。

3. 感染症発生動向調査における対応

① 感染症発生に係る届出の徹底

② 万博関係者（※1）及び万博来場者（※2）に係る情報の報告

（※1）万博関係者とは、国・地域及び国際機関からの公式参加者、パビリオン出展・催事・運営・営業等に係る万博会場で業務にスタッフとして従事する非公式参加者（医療・警備・清掃・案内所担当やボランティア等）、国・大阪府市・警察・消防・2025年日本国際博覧会協会等の関係機関からの従事者を指します。

（※2）万博来場者とは、入場チケットを利用して万博に来場した者を指します。

＜医療機関の取組＞

ア. 万博関係者又は万博来場者であって、万博会場が感染機会として疑われる事例を探知した場合

感染症法に基づく届出に当たり、「19 その他感染症のまん延の防止

及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」の欄（※3）に、万博会場が感染機会として疑われる旨を記入いただくようお願いいたします。

（※3）「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」の欄がない疾患（侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しん以外の5類感染症）については、記入をお願いするものではありません。

○入力いただきたい内容

- ・万博関係者又は万博来場者のどちらなのか
- ・万博に立ち寄った日や詳細場所 等

イ. 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合

万博関係者又は万博来場者に該当するかの確認をお願いいたします。万博関係者又は万博来場者であった場合は、アのとおり記入をお願いいたします。

<自治体の取組>

ウ. 届出を受理した後の調査において、万博会場が感染機会として疑われる事例を探知した場合

感染症サーベイランスシステムの備考欄にその旨を追記することを御検討いただきますようお願いいたします。追記に当たっては、「万博関係者」又は「万博来場者」のどちらかの5文字、万博に立ち寄った日及び詳細場所等を追記いただきますようお願いいたします。

なお、強化サーベイランス対象疾患以外については、自治体及び医療機関が積極的に確認することをお願いするものではありません。

4. 自治体間の情報共有及び感染症発生時の関係者間の連絡・協力体制の確保

① 自治体間の情報共有

自治体間の情報共有については、感染症サーベイランスシステムを活用するようお願いいたします。

② 感染症発生時や積極的疫学調査における関係者間の協力体制の確保

感染症発生時の対応や万博に関連した積極的疫学調査を行うときに、関係者間での協力が必要なことから、特に万博会場の周辺地域の自治体においては、あらかじめ関係者間における連絡・協力体制を確保していただくよう改めてお願いいたします。また、各自治体においては、万博会場の周辺地域の自治体から情報収集等に関する協力依頼があった際には、御協力いただきますようお願いいたします。

5. 万博関係者又は万博来場者に関する強化サーベイランス対象疾患の探知時の国立健康危機管理研究機構への相談体制の確保

自治体において、強化サーベイランス対象疾患について、以下に該当する万博関係者又は万博来場者の事例を探知した場合には、国立健康危機管理研究機構にご相談いただきますようお願いいたします。

○ 相談対象となる事例（以下のいずれかに該当）

- ・ 潜伏期間・行動歴等から、万博会場での感染が否定できない事例
- ・ 感染性があると考えられる期間に万博会場に滞在したと考えられる事例

○ ご相談先：国立健康危機管理研究機構

電話番号：03-4582-2602（平日）

Email: eoc-expo2025@nih.go.jp

また、万博会場が所在する自治体においては、万博会場内で提供された食品に関連した食中毒疑い事例の発生に備え、関係者間における報告体制及び食品部局と感染症部局が連携して初動対応を行う体制の確保をお願いいたします。

6. 疑似症サーベイランス（※4）の取組の強化

- ① 疑似症サーベイランスに係る報告の徹底
- ② 疑似症定点医療機関の選定

万博関係医療機関を選定する自治体においては、当該医療機関を、疑似症定点として指定することを検討いただきますようお願いいたします。

（※4）疑似症サーベイランスとは、原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、感染症法第14条の規定に基づき実施される疑似症（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成12年厚生省令第127号）第6条第2項に規定。）の発生動向調査を指します。

7. 主な関係通知等（参考）

- ・ 疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）及び事例集の送付について（令和2年1月10日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

以上